

こ成事第481号
令和5年9月7日
第一次改正 こ成事第558号
令和5年12月18日
第二次改正 こ成事第11号
令和6年1月25日
第三次改正 こ成事第77号
令和6年2月21日
第四次改正 こ成事第425号
令和6年5月21日
第五次改正 こ成事第639号
令和6年9月12日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号、6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第103号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（令和6年3月28日こ支虐第88号）の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第104号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業

(11) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第105号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業

(12) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第106号）の別紙に定める親子関係形成支援事業

(13) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(14) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業

(15) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業

(16) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日こ成環第120号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された

額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けず、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局長は報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(8)中「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(9)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 地方厚生(支)局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

2 都道府県知事は地方厚生(支)局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日（第5条の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から（1）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利用者 支援事 業	利用者 支援事 業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分</p> <p>① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合） 1 か所当たり年額 7,730,000円</p> <p>② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合） 1 か所当たり年額 2,433,000円</p> <p>③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） 1 か所当たり年額 300,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 1,500,000円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 807,000円</p> <p>③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,105,000円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,999,000円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 800,000円</p> <p>⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 3,315,000円</p> <p>⑧こども家庭センター連携等加算 1 か所当たり年額 300,000円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 3,232,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 1,500,000円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 807,000円</p> <p>③出張相談支援加算</p>	利用者 支援事 業の実 施に必 要な経 費	<p>国 2/3</p> <p>〔都道 府県 1/6〕</p> <p>〔市町村 1/6〕</p>

		<p>1 か所当たり年額 1,105,000 円</p> <p>④機能強化のための取組加算</p> <p>1 か所当たり年額 1,999,000 円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥特別支援対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 800,000 円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア 統括支援員の配置 1 か所当たり 6,324,000 円</p> <p>※ 「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。</p> <p>※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 14,331,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 6,994,000円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 11,834,000円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 9,491,000円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 9,337,000円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i) から (vi) の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p>		
--	--	---	--	--

・保健師等専門職員を2名配置する場合
1市町村当たり 14,988,000円

・保健師等専門職員を3名以上配置する場合
1市町村当たり 21,382,000円

※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。

②加算分

(i) 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円

(ii) 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円

※ イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。

ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点）

① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）

(i) 基礎単価

小規模A型 3,771,000円

小規模B型 9,700,000円

小規模C型 16,133,000円

中規模型 21,588,000円

大規模型 40,091,000円

(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価

2,715,000円×配置人数

(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価

2,715,000円 ×配置人数（上限5人）

② 基本分（委託して行う場合）

(i) 基礎単価

小規模A型 9,205,000円

小規模B型 15,134,000円

小規模C型 21,567,000円

中規模型 32,455,000円

大規模型 61,825,000円

(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ

		<p>配置単価</p> <p>常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 (上限5人)</p> <p>常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数</p> <p>③ 夜間・土日開所加算</p> <p>①又は②による基準額×((1週間当たりの開所時間数-40)÷40)</p> <p>④ 開設準備経費(児童福祉機能のみを開設する場合に限る。2 開設準備経費とは併用不可。)</p> <p>1か所当たり 7,678,000円</p> <p>⑤ 弁護士・医師等配置加算</p> <p>1か所当たり 360,000円</p> <p>⑥ 地域活動等推進加算</p> <p>(i) 研修・広報啓発費用</p> <p>1か所当たり 872,000円</p> <p>(ii) 見守り活動等推進費用</p> <p>1か所当たり 13,000,000円</p> <p>(iii) 通訳業務費用</p> <p>1か所当たり 1,560,000円</p> <p>※ ウの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置</p> <p>① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>1人当たり 2,715,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1人当たり 5,646,000円</p> <p>※ 配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。</p> <p>※ 1か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。</p>		
--	--	---	--	--

		<p>人口10万人未満 1人</p> <p>人口10万人以上かつ30万人未満 2人</p> <p>人口30万人以上 3人</p> <p>※ エの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1か所当たり 2,715,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1か所当たり 5,646,000円</p> <p>※ 1か所当たり1人を上限とする。</p> <p>※ オの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費</p> <p>1市町村当たり 3,330,000円</p> <p>(令和8年度までの経過措置)</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を、令和8年度まで適用する。</p> <p>2 開設準備経費（改修費等）</p> <p>(1) 基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く）</p> <p>1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) こども家庭センター型</p> <p>1か所当たり 7,678,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)において、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p>		
延長保	延長保	1 一般型	延長保	

育事業	育事業	<p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1" data-bbox="389 371 774 568"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>20,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>60,600円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1" data-bbox="389 640 963 837"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>14,000円</td> <td>17,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>28,000円</td> <td>35,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>42,000円</td> <td>53,100円</td> </tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1" data-bbox="389 909 774 1106"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>25,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>38,700円</td> </tr> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1" data-bbox="389 1178 774 1375"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>88,600円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>177,200円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>265,800円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園</p> <table border="1" data-bbox="389 1491 828 1787"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,761,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,673,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,704,000円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1" data-bbox="389 1908 1169 2004"> <tr> <th></th> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> <tr> <td>自</td> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	20,200円	2時間	40,400円	3時間	60,600円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	14,000円	17,700円	2時間	28,000円	35,400円	3時間	42,000円	53,100円	延長時間区分		1時間	12,900円	2時間	25,800円	3時間	38,700円	延長時間区分		1時間	88,600円	2時間	177,200円	3時間	265,800円	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2～3時間	2,761,000円	4～5時間	5,673,000円	6時間以上	6,704,000円		延長時間区分	A型	B型	C型	自	30分	600,000円	600,000円	600,000円	育事業 の実施 に必要な経費	国 1/3 (都道府県) 1/3 (市町村) 1/3
延長時間区分																																																														
1時間	20,200円																																																													
2時間	40,400円																																																													
3時間	60,600円																																																													
延長時間区分	A型・B型	C型																																																												
1時間	14,000円	17,700円																																																												
2時間	28,000円	35,400円																																																												
3時間	42,000円	53,100円																																																												
延長時間区分																																																														
1時間	12,900円																																																													
2時間	25,800円																																																													
3時間	38,700円																																																													
延長時間区分																																																														
1時間	88,600円																																																													
2時間	177,200円																																																													
3時間	265,800円																																																													
延長時間区分																																																														
30分	600,000円																																																													
1時間	1,760,000円																																																													
2～3時間	2,761,000円																																																													
4～5時間	5,673,000円																																																													
6時間以上	6,704,000円																																																													
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																										
自	30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																										

園 調 理 等	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円
	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円
	4～5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円
	6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円
そ の 他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円
	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円
	4～5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円
	6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自 園 調 理 等	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円
	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円
	4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円
	6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円
そ の 他	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円
	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円
	4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円
	6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30分	314,000円	161,000円
	1時間	627,000円	321,000円
	2～3時間	1,122,000円	587,000円
	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円
	6時間以上	4,433,000円	3,174,000円
	30分	306,000円	153,000円

その他	1時間	611,000円	306,000円
	2～3時間	1,070,000円	535,000円
	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円
	6時間以上	3,389,000円	2,128,000円

オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	1,988,000円
2～3時間	2,989,000円
4～5時間	5,787,000円
6時間以上	6,704,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定 (児童1人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	265,900円
2時間	531,800円
3時間	797,700円

イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
1時間	265,900円
2時間	458,000円
3時間	458,000円

(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	153,000円
1時間	306,000円
2～3時間	535,000円
4～5時間	898,000円
6時間以上	1,261,000円

イ その他

(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
--------	--

		<table border="1"> <tr> <td>30分</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>458,000円</td> </tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	30分	153,000円	1時間	306,000円	2時間以上	458,000円	
30分	153,000円								
1時間	306,000円								
2時間以上	458,000円								
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額2,700円</p> <p>2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額4,800円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費						
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p> <p>3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額 20,000円</p> <p>※ ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費						
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（特定分）	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合</p> <p>※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されてい</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必						

	<p>る「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $4,313,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$</p> <p>(ロ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $6,552,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) \times 26,000円$</p> <p>(ハ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,552,000円</p> <p>(ニ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $6,552,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$</p> <p>(ホ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,601,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） $(年間開所日数 - 250日) \times 26,000円$ （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(上記要件に該当する開所日数) \times 26,000円$</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(イ) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 $\times 671,000円$</p> <p>(ロ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 302,000円$</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p>	要な経費（飲食物費を除く。）	
--	--	----------------	--

		<p>(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,102,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×26,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 671,000円</p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×29,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,868,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×26,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,868,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,868,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×75,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p>		
--	--	--	--	--

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×20,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×20,000円

エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場
合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均
時間数×421,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×190,000円

（2）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例
分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）
（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円
（イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,766,000円

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×20,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の
年間平均時間数 × 421,000円

③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合

※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放
課後児童支援員を1名配置とする場合は、本基準額を適用
する。

※ 通常、放課後児童支援員1名配置であり、児童数が20人
未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員1名配置とする場
合は、本基準額を適用する。

	<p>(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 1~19 人の支援の単位 2, 629, 000 円 - (19 人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29, 000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 20~35 人の支援の単位 4, 088, 000 円 - (36 人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26, 000 円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が 36~45 人の支援の単位 4, 088, 000 円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が 46~70 人の支援の単位 4, 088, 000 円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45 人) × 62, 000 円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2, 464, 000 円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250 日) × 16, 000 円 (1 日 8 時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 16, 000 円</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合) 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均 時間数 × 277, 000 円</p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 125, 000 円</p> <p>(2) 年間開所日数 200~249 日の放課後児童健全育成事業所 (特 例分)</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 2, 516, 000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 1~19 人の支援の単位 1, 766, 000 円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p>		
--	--	--	--

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
(上記要件に該当する開所日数) × 16,000円

ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」
の年間平均時間数 × 277,000円

④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合
※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③又は⑤に基づいた基準額を適用する。

(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)
イ 構成する児童の数が1~19人の支援の単位
1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数)
× 30,000円
ロ 構成する児童の数が20~35人の支援の単位
4,322,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数)
× 27,000円
ハ 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 4,322,000円
ニ 構成する児童の数が46~70人の支援の単位
4,322,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人)
× 67,000円
ホ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,565,000円

イ 開所日数加算額 (1支援の単位当たり年額)
(年間開所日数 - 250日) × 18,000円
(1日8時間以上開所する場合)

ウ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額)
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

		<p>(上記要件に該当する開所日数) × 18,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p>「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 348,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 157,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分)</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,646,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,086,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p>(上記要件に該当する開所日数) × 18,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」</p> <p>の年間平均時間数 × 348,000円</p> <p>⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合</p> <p>※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p>1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p>3,452,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,452,000円</p>		
--	--	--	--	--

	<p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,452,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × 53,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）× 14,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × 14,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × 187,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 84,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特 例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 1,903,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,086,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × 14,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 187,000円</p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・ 山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ 実施している小学校区内において唯一の支援の単位である</p>		
--	--	--	--

		<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合 <p>のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</p>		
		<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>	

	<p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>	
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 2,059,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,374,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,073,000円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 536,000円</p> <p>※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事</p>	放課後児童支援員等

事業 (一般 分)	する職員を配置 1,678,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,059,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,059,000円 (イ)職員を2人以上配置 4,118,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,059,000円 (イ)職員を2人配置 4,118,000円 (ウ)職員を3人以上配置 6,177,000円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円	

	<p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
3	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 643,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
4	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</p> <p>要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置</p> <p>1 事業所当たり年額 1,369,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
5	<p>放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <p>遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助</p> <p>1 支援の単位当たり年額 1,500,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
6	<p>放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業</p> <p>放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審する</p>	放課後児童ク

	<p>ために必要となる費用を補助</p> <p>1 事業所当たり年額 300,000円</p>	<p>ラブ第 三者評 価受審 推進事 業の実 施に必 要な経 費</p>
	<p>7 放課後児童クラブ利用調整支援事業</p> <p>放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助</p> <p>1 市町村当たり年額 4,258,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後 児童ク ラブ利 用調整 支援事 業の実 施に必 要な経 費</p>
	<p>8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <p>令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助</p> <p>1 支援の単位当たり月額 280,000円</p>	<p>災害時 放課後 児童ク ラブ利 用料支 援事業 の実施 に必要 な経費</p>
放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置</p> <p>対象職員1人当たり 131,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p>対象職員1人当たり 263,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある</p>	<p>放課後 児童支 援員キ ャリア アップ 処遇改 善事業 の実施 に必要 な経費</p>

		<p>者を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員 1 人当たり 394,000円</p> <p>※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
		<p>2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）</p> <p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	<p>放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費</p>
子育て 短期支	子育て 短期支	<p>1 運営費</p> <p>（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p>	<p>子育て 短期支</p>

援事業	援事業	<p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円</p> <p>ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（1）に加算する額</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 4,200円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 2,100円</p> <p>ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 600円</p> <p>（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（2）に加算する額</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 400円</p> <p>（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 400円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 1,000円</p> <p>（3）実施施設における専従職員の配置に要する費用 1施設当たり年額 6,497,000円</p> <p>※ 次の要件を満たす施設に適用する。</p>	援事業 の実施 に必要な経費	
-----	-----	--	----------------------	--

		<p>①子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。</p> <p>②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。</p> <p>③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。</p> <p>※（3）の専従職員配置月数（1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>※ 1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 1施設当たり年額 4,000,000円</p> <p>※ 当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	
養育支援訪問	養育支援訪問	<p>1 専門的相談支援の実施</p> <p>訪問数 × 8,000円</p>	養育支援訪問	

事業	事業	2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円	事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり 3,000,000円 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660,000円 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 720,000円 (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,520,000円 5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者) 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円 (イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費

		<p>世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（（ア）に掲げる者を除く。））</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用時間数 × 1,500円</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用時間数 × 1,200円</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用件数 × 740円</p> <p>（ウ） 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（（ア）及び（イ）に掲げる者を除く。））</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用時間数 × 1,500円</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用時間数 × 900円</p> <p style="padding-left: 40px;">年間延べ利用件数 × 560円</p> <p>（2） 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費（8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合）</p> <p style="padding-left: 40px;">1市町村当たり年額 360,000円</p> <p>2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費</p> <p style="padding-left: 40px;">1事業所当たり年額 564,000円</p>		
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	<p>1 運営費</p> <p>（1） 基本分</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,516,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 週4日型 1事業所当たり年額 12,688,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 週5日型 1事業所当たり年額 15,854,000円</p> <p>（2） 加算分</p>	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	

	<p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援 を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施 (ア) 週3日型 1事業所当たり年額 870,000円 (イ) 週4日型 1事業所当たり年額 1,161,000円 (ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 1,451,000円</p> <p>エ 長時間開所加算 (1事業所当たり年額) (ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する 場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平 均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 567,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 756,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 944,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗 じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 135,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 180,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 225,000円</p> <p>オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円</p> <p>※ 事業実施月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これ を1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごと に算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1円 未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施 に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助す るものとする。</p> <p>2 開設準備経費 (改修費等) 1事業所当たり年額 4,000,000円</p> <p>※ 当該年度に支払われたものに限る。</p>		
--	---	--	--

親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1 プログラムにおける回数（講座数）で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 88,400円</p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 110,500円</p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 132,600円</p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 154,700円</p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 176,800円</p> <p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 198,900円</p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 221,000円</p> <p>※ 1プログラムにおける回数（講座数）が1回増加すると、補助額が22,100円増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者） 年間延べ利用回数 × 2,210円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（(ア)に掲げる者を除く。）） 年間延べ利用回数 × 1,770円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。）） 年間延べ利用回数 × 1,330円</p> <p>※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする（例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする）。なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支え</p>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費
------------	------------	--	---------------------

		<p>ないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。</p> <p>2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援</p> <p>親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。</p> <p>1 市町村当たり年額 × 100,000円</p>		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 6,096,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,496,000円 <p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,714,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,521,000円 <p>(ウ) 6日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 9,739,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,946,000円 <p>(エ) 7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 10,772,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,978,000円 <p>※ (イ)～(エ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	